

# 審査基準

A-e-14

令和元年12月1日作成

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第104条の4第6項
処分の概要： 運転経歴証明書の交付
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審査基準： 「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間： 運転免許試験場、東三河運転免許センター及び免許更新を実施している警察署（西・港警察署は除く。）において申請する場合は1日、前記以外の警察署（中部空港警察署は除く。）及び幹部交番（別紙参照）において申請する場合は16日（行政庁の休日は含まない。）。 代理人が、運転免許試験場、東三河運転免許センター、警察署（中部空港警察署は除く。）及び幹部交番（別紙参照）において申請する場合は16日（行政庁の休日は含まない。）。
申請先： <ul style="list-style-type: none"><li>申請による取消しをした申請者 運転免許試験場、東三河運転免許センター、警察署(中部空港警察署は除く。)及び幹部交番(別紙参照)の免許窓口</li><li>免許失効をした申請者 運転免許試験場又は東三河運転免許センター</li></ul>
問い合わせ先： 愛知県警察本部運転免許課企画係 電話 (052) 951-1611 内線 781-213
備考：